

○竹富町ふるさと応援奨学金給付条例

平成28年11月24日条例第24号

竹富町ふるさと応援奨学金給付条例

(目的)

第1条 この条例は、将来、大学等を卒業したのち竹富町内及び竹富町役場において、専門的資格を有する職を志す者の修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）を支給することを目的とする。

(専門職員)

第2条 専門職員とは、幼稚園教諭、保健師、看護師、保育士及び管理栄養士等の資格者をいう。

(奨学生の数)

第3条 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、毎年若干名とする。

(奨学金)

第4条 奨学金は、竹富町ふるさと応援奨学基金から生ずる利子及び予算で定める額、並びにその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 奨学金の給付額は、月額50,000円とする。
- 3 奨学金を給付する期間は、正規の修業期間とする。
- 4 給付した奨学金は、原則、返還を要しないものとする。ただし、次条の規定する期間就職しなければならない。

(就職の期間)

第5条 竹富町内及び竹富町役場において就職する期間については、最低、正規の修業期間の2倍とする。

(奨学生の資格)

第6条 奨学金の給付を受ける者は、第1条の目的に該当する者とし、次のいずれかにも該当するものとする。

- (1) 竹富町に1年以上住所を有する者の子、又は竹富町に1年以上住所を有する者
扶養にある者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学及び専修学校専門課程、専門的資格の取得が可能となる高等学校に在学している者

- (3) 学業、人物ともに優秀で性行が善良である者
- (4) 保護者及び保証人に町税及び使用料等の滞納がないこと。
- (5) 他の機関から給付型の奨学生を受けていない者

(手続)

第7条 奨学生を希望する者は、その旨を町長に申請しなければならない。

(奨学生選考委員会の設置)

第8条 奨学生の適正な選考を図るため、竹富町ふるさと応援奨学生選考委員会（以下「奨学生選考委員会」という。）を置く。

(奨学生選考委員会の組織)

第9条 奨学生選考委員会は11人をもって組織し、町長が任命する。

(奨学生の選考)

第10条 奨学生は、奨学生選考委員会の答申に基づき町長が決定する。

(奨学生の停止又は廃止)

第11条 奨学生が、奨学生として適当でないと町長が認めるときは、奨学生の給付を停止又は廃止することができる。

(奨学生の返還)

第12条 奨学生が前条の措置を受けたとき、又はこの条例の規定に違反したときは、奨学生を返還しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は町長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月17日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。